

## 高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県成年後見人等育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 この補助金は、後見人を確保できる体制を整備することを目的とし、市町村が市民後見人養成及び資質向上のための研修（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

市町村は、補助事業を実施するに当たり、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他市町村が適当と認める団体であって、適切な事業運営ができると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、市町村はその委託先に対し、事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### (補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助基準額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内において、知事が必要があり、かつ、適当であると認めたものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に別記第3号様式による補助事業変更交付申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の20パーセント以内の減

額及び軽微な変更は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第4号様式による事業の補助事業中止(廃止)申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これを補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項。

#### (実績報告等)

第7条 規則第11条第1項の実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請し、第7条第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### (状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められたとき。
- (2) 補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

#### (個人情報の保護)

第11条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。

#### (情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第4号、第7条第3項、第8条、第10条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助基準額	交付額
市民後見人養成及び資質向上のための研修	事業の実施に必要な経費（受講者の所有となる教材に係る経費を除く。）	3分の2 ただし、市町村で広域的に取り組む場合は10分の10	75万円	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。 ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 (申請者が市町村の場合は、省略可)  
名 称  
代表者 (職・氏名)

高知県成年後見人等育成事業費補助金交付申請書

高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第4条の規定により、高知県成年後見人等育成事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 補助金所要額調書 (別紙1のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙2のとおり)
- 4 歳入歳出予算書 (見込み書) の抄本

高知県成年後見人等育成事業費補助金交付決定通知書

様

令和 年 月 日付け 第 号で申請がありました高知県成年後見人等育成事業費補助金については、金 円を交付することに決定しましたので、高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事名

第3号様式（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 （申請者が市町村の場合は、省略可）  
名 称  
代表者（職・氏名）

高知県成年後見人等育成事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました高知県成年後見人等育成事業について下記のとおり変更したいので、高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後の交付申請額 金 円
- 2 補助金所要額変更調書（別紙3のとおり）
- 3 変更計画書（別紙4のとおり）
- 4 歳入歳出予算書（見込み書）の抄本
- 5 変更の理由及び変更内容

第4号様式（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 （申請者が市町村の場合は、省略可）  
名 称  
代表者（職・氏名）

高知県成年後見人等育成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県成年後見人等育成事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 （申請者が市町村の場合は、省略可）  
名 称  
代表者（職・氏名）

高知県成年後見人等育成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました高知県成年後見人等育成事業について、その事業を完了しましたので高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 補助金精算書（別紙5のとおり）
- 3 事業実績報告書（別紙6のとおり）
- 4 歳入歳出決算書（見込み書）の抄本

第6号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 (申請者が市町村の場合は、省略可)

名 称

代表者 (職・氏名)

高知県成年後見人等育成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定 (変更決定) を受けました補助金について、高知県成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

内容

成年後見人等育成事業費補助金交付要綱第9条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書 (写し) その他参考となる資料を添えてください。